

- (1) 鹿児島県
 (2) 鹿児島財務事務所管財課
 (3) 〒892—0816 鹿児島市山下町13—21
 鹿児島合同庁舎
 (2) 鹿児島財務事務所名瀬出張所統括国有
 財産管理官
 (3) 〒894—0036 奄美市名瀬長浜町1—1
 名瀬合同庁舎

別記3 業種別等級区分及び予定価格の範囲
 (掲載順序 業種の区分 (1)付与数値：等級

(2)予定価格の範囲)

1 建設工事 (総合建設工事)

- (1) 1,250以上 : A
 1,100以上 1,250未満 : B
 850以上 1,100未満 : C
 850未満 : D
 (2) A : 72,000万円以上
 B : 30,000万円以上 72,000万円未満
 C : 6,000万円以上 30,000万円未満
 D : 6,000万円未満

2 建設工事 (総合建設工事以外の工事)

- (1) 900以上 : A
 700以上 900未満 : B
 700未満 : C
 (2) A : 1,500万円以上
 B : 500万円以上 1,500万円未満
 C : 500万円未満

3 測量・建設コンサルタント等

- (1) 145以上 : A
 85以上 145未満 : B
 30以上 85未満 : C
 (2) A : 1,000万円以上
 B : 350万円以上 1,000万円未満
 C : 350万円未満

別記4 送付先

測量・建設コンサルタント等業務インター
 ネット一元受付ヘルプデスク
 〒812—0013 福岡県福岡市博多区博多駅東
 3—3—3新比恵ビル3階 測量・建設コンサル
 タント等業務一元受付ヘルプデスクあて 電
 話番号092—402—1958

別記5 送付先

建設工事インターネット一元受付ヘルプデス
 ク
 ファクシミリ番号052—307—5970

競争参加者の資格に関する公示

令和3・4年度において林野庁（森林管理局等
 を含む）の建設工事及び測量・建設コンサルタン
 ト等業務に係る一般競争（指名競争）契約の参加
 資格を得ようとする者の申請方法等について、次
 のとおり公示する。

令和2年10月30日

林野庁長官 本郷 浩二

◎調達機関番号 018 ◎所在地番号 13

1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序 契約の種類：業種の区分]

- (1) 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工
 事、大工工事、左官工事、とび・土工・コン
 クリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、
 管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼
 構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせ
 つ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、
 防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、
 熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく
 井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設
 工事、清掃施設工事、解体工事
 (2) 測量・建設コンサルタント等契約：測量、
 土地家屋調査、建設コンサルタント、建築土
 事務所、計量証明、地質調査、補償コンサル
 タント、その他

2 申請の時期

令和3年度当初からの一般競争（指名競争）

契約の参加資格の付与を希望する者は、

(1) インターネットの場合

令和2年12月1日から令和3年1月15日ま
 での間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び
 令和2年12月29日から令和3年1月3日ま
 での間を除く。受付時間は9時から17時とす
 る。）に、

① 建設工事契約の申請者にあつては、次の
 ホームページアドレスへのアクセスによ
 り、申請用データを送信すること。

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

② 測量・建設コンサルタント等契約の申請
 者にあつては、次のホームページアドレス
 へのアクセスにより、申請用データを送信
 すること。

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

(2) 郵送の場合

令和3年1月18日から令和3年1月29日
 （当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便
 に限る。）すること。

上記期間経過後も随時に受け付けるが、こ
 の場合、参加を希望する競争入札までに資格
 付与が間に合わないことがある。

なお、平成29・30年度の申請受付より、持
 参による申請は廃止している。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法 林野庁所定の「一般競
 争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工
 事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審
 査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以
 下「申請書」という。）は、令和2年11月2日
 以降、林野庁及び森林管理局（以下「森林管
 理局等」という。）のホームページへアクセス
 して入手することができる。

また、インターネットによる申請をする場
 合は、2の(1)の①又は②に掲げるホームペ
 ジアドレスにアクセスし、令和2年11月2日
 から令和2年12月28日までの間にパスワード
 を請求し、入手したパスワードを用いて令和
 2年11月2日から令和3年1月15日までの間
 に得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約
 のパスワードの請求に当たっては、2の(1)の
 ②に掲げるホームページアドレスへのアクセ
 スにおいて、パスワード発行申請時に表示さ
 れる「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」
 を印刷したものに3の(3)の②のエからキま
 までに掲げる書類を添付し、令和2年12月28日（当
 日消印有効）までの間に別記3に掲げる送付
 先に郵送（書留郵便に限る。）するものとする。

(2) 申請書の提出先 インターネットによる申
 請をする場合、林野庁（本庁）及び森林技術
 総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）
 契約の参加資格を得ようとする者は、林野庁
 を主たる申請局として選択し、森林管理局並
 びに当該森林管理局の管轄区域に所在する森
 林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、
 治山センター及び総合治山事業所（以下「森
 林管理署等」という。）の発注に係る一般競争
 （指名競争）契約の参加資格を得ようとする
 者は、当該森林管理局を主たる申請局として

選択し、送信すること。また、郵送による申
 請の場合においては、希望する森林管理局等
 に申請書を提出すること。

なお、複数の森林管理局等における参加資
 格を得ようとする者は、インターネットによ
 る申請の場合においては、希望する森林管理
 局等を選択の上、本社（店）の所在地を管轄
 する森林管理局等を主たる申請局として選択
 し、送信すること。また、郵送による申請の
 場合においては、申請書にその旨を記載した
 上で、本社（店）の所在地を管轄する森林管
 理局等に提出することとし、同じ内容の申請
 書を複数の森林管理局等に提出しないこと。

(3) 申請書の提出方法 郵送による申請をする
 場合は、①又は②に掲げる書類等を別記1に
 掲げる「申請書の提出場所」のうち、3の(2)
 により申請書の提出先となる森林管理局等の
 提出場所に提出する（ただし、記載内容に訂
 正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を
 求めることがある。）。

① 建設工事契約

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申
 請書（建設工事）

イ 営業所一覧表

ウ 建設共同企業体協定書の写し（共同企
 業体として申請する場合に限る。）

エ 工事経歴書

オ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令
 第14号）第21条の4の規定による総合評
 定値通知書（以下「総合評定値通知書」
 という。）の写し（雇用保険、健康保険及
 び厚生年金保険の加入状況がいずれも
 「加入」又は「適用除外」となっている
 ものに限る。ただし、当該通知書におい
 て当該加入状況が「未加入」であった後
 に「加入」又は「適用除外」となった場
 合は、総合評定通知書の写しのほか、当
 該事実を証する書類。）

カ 共同企業体等調書（共同企業体として
 申請する場合に限る。）

キ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭
 和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式
 その3、その3の2又はその3の3）の
 写し

ク 申請者が11に規定する合併等により新
 たに設立された会社等で合併後5年未満
 の場合には、当該事実を証明する書類